

用語解説（本文中の※の付いた語句の説明）

【収去検査】※1

食品衛生法第28条に基づいて実施する食品等の検査をいう。市長が必要と認めたときに、食品関係営業者に対して、試験に必要な量の食品等を無償で提供させることができる。

【食品衛生監視員】※2

食品衛生法に基づき、市長が任命する職員のことで、食品関係営業施設等の監視、食品等の検査、食中毒調査などの業務を担当する。

【G L P（Good Laboratory Practice）】※3

試験、検査の信頼性を確保するための管理手法。「検査又は試験に関する事務の管理」として食品衛生法に根拠が置かれ、具体的には検査設備の管理、検査マニュアルの作成等が規定されている。

【H A C C P（Hazard Analysis and Critical Control Point）】※4

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析（Hazard Analysis）し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点（Critical Control Point）を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法のこと。

【広域連携協議会】※5

国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のために、相互に連携や協力することを目的とした協議会のこと。厚生労働大臣が設置し、国や都道府県等の関係者で構成される。緊急を要する場合には、厚生労働大臣は、当該協議会を活用し、広域的な食中毒事案の対応に努めることとされている。

【東京都食品表示監視協議会】※6

不適正な食品表示に関する監視を強化するため、東京都食品表示行政担当部局、警視庁及び農林水産省関東農政局等の間で設置された協議会である。①不適正な食品表示に関する情報共有や意見交換を行うことにより、これらの機関の連携強化を図るとともに、②不適正な食品表示を行っている事業者に対する処分等の必要な対応を迅速かつ円滑に実施することを目的としている。